

# 眺望景観保全地域（北陸新幹線）の追加

## 新たな規制区域の指定

北陸新幹線の**小松市街地以南から加賀市境付近までの区間**では、車窓から白山の眺望や木場潟、加賀平野の田園など本県を代表する美しい景観を望むことができます。

この美しい白山眺望景観を保全するため、**現行の眺望計画を拡充**し、北陸新幹線の車窓から白山を良好に眺望できる区間を新たな規制区域として追加指定します。

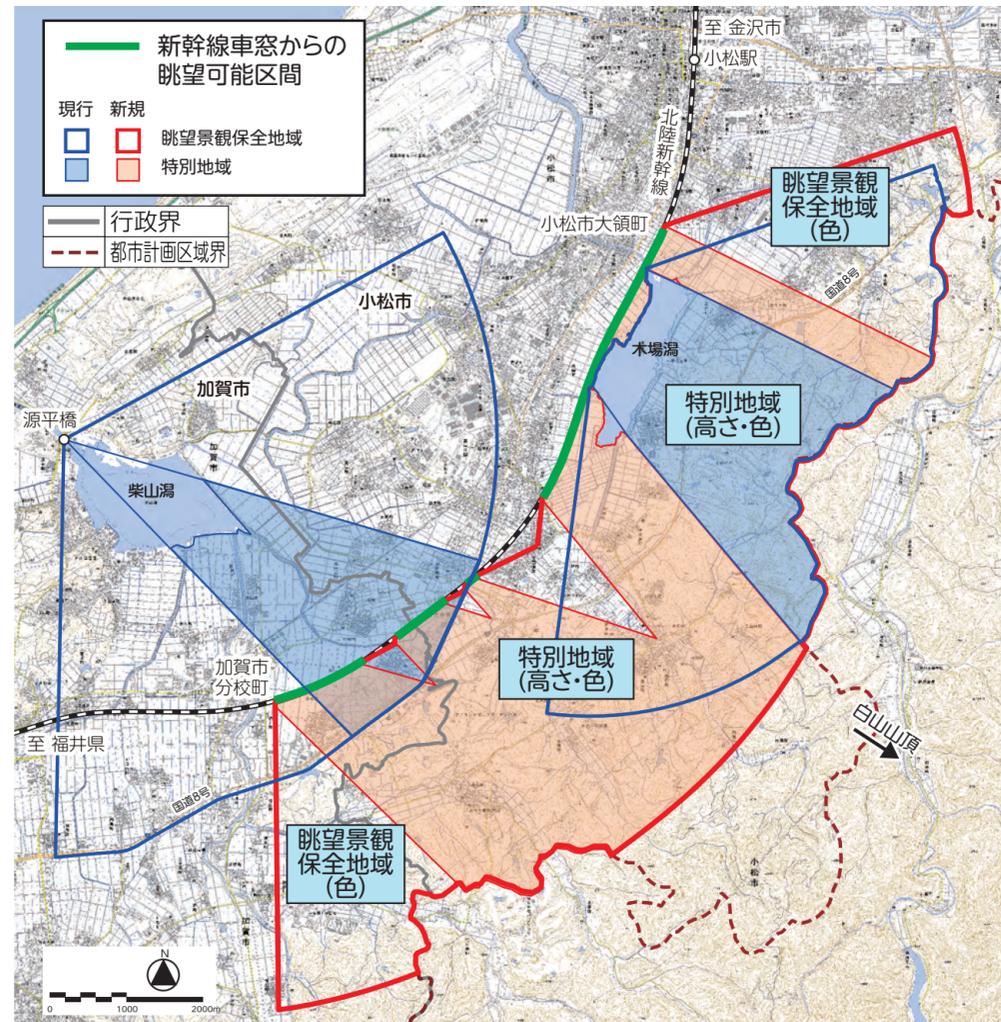
（令和4年3月31日告示、令和4年10月1日施工）

## 眺望景観保全地域の追加

### 【規制のエリアの拡大】

現行の規制 ・ 視点場：木場潟西側の園路、柴山潟源平橋から白山を望むエリア

新たな規制 ・ 視点場：**北陸新幹線車窓（木場潟付近～加賀市分校町）から白山を望むエリア**



## 届出が必要な行為

眺望景観保全地域及び特別地域で、下表の規模に該当する**「建築物」**や**「工作物」**の**新築・増改築等や、開発行為を行う場合は**、県の土木総合事務所への届出が必要です。

区 域	届出対象			
	建築物の建築等	工作物の建設等	開発行為	
	建築面積	高さ	高さ	開発面積
眺望景観保全地域	500m <sup>2</sup> 超	13m 超	13m 超	10,000m <sup>2</sup> 超
特別地域	200m <sup>2</sup> 超	10m 超	10m 超	3,000m <sup>2</sup> 超
面積と高さのイメージ図				

- ※届出対象外の目安 ・高さ10m(3階建ての住宅相当等)以下
- ・建築面積200m<sup>2</sup>(大きめの住宅:約60坪)以下

※周囲の状況により、新幹線車窓から視認できない建築物及び工作物は届出不要

## 石川県内のその他眺望景観保全地域



# 白山眺望景観保全地域 (北陸新幹線)



### お問い合わせ先

届出に関するお問い合わせ、事前相談

小松市、加賀市地内 南加賀土木総合事務所建築課 小松市白江町リ61番地1  
TEL:0761-21-3333 FAX:0761-21-7080

その他制度全般に関するお問い合わせ、事前相談

石川県土木部景観形成推進室 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL:076-225-1759 FAX:076-225-1760

石川県眺望計画は、下記のホームページで閲覧できます。  
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/toshi/shinsei/tzchouboukeikaku.html>



# 白山眺望景観の保全とは

白山は富士山、立山とともに、日本三名山の一つに数えられ、夏でも豊富な残雪で山容が白く輝くことが山名の由来とされています。古くから石川県民から崇敬されるとともに親しまれ、白山の美しい山容や信仰性、広域性、文化性は石川県民の心の原風景です。

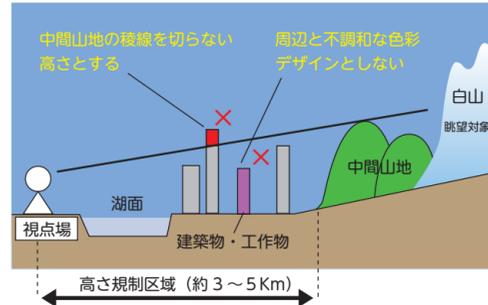
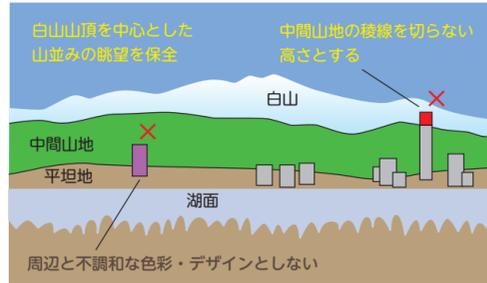
今後、将来にわたって白山眺望を受け継いでいくため、建築物等の規制・誘導による眺望景観の保全、白山眺望景観に関する意識の更なる向上、県内外へのPRを行ってまいります。

## 眺望景観保全の考え方

### 区域指定

『特別地域』と『眺望景観保全地域』を指定し、規制・誘導を図ることにより眺望景観を保全します。

- **建築物の高さ**  
視点場から最も近い中間山地の稜線を切らない高さ  
※特別地域は、高さの規制値が定められています。(規制範囲は右図を参照)
- **建築物の形態意匠**  
周辺の景観と調和した形態・意匠、色彩等
- **材料、植栽、その他**  
周辺景観と調和した材料、植生に調和した緑化、過剰な光量としない など



### 保全すべき範囲

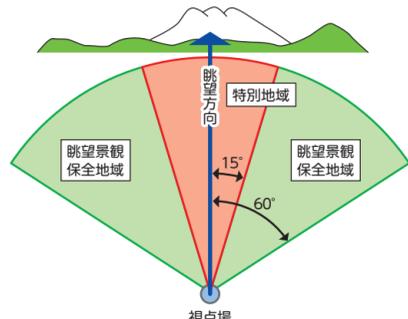
- **特別地域**  
白山の主峰部を中心とした白山山系をしっかりと望むことができる白山山頂を中心とした**左右15°**として設定



特別地域(左右それぞれ15°範囲)

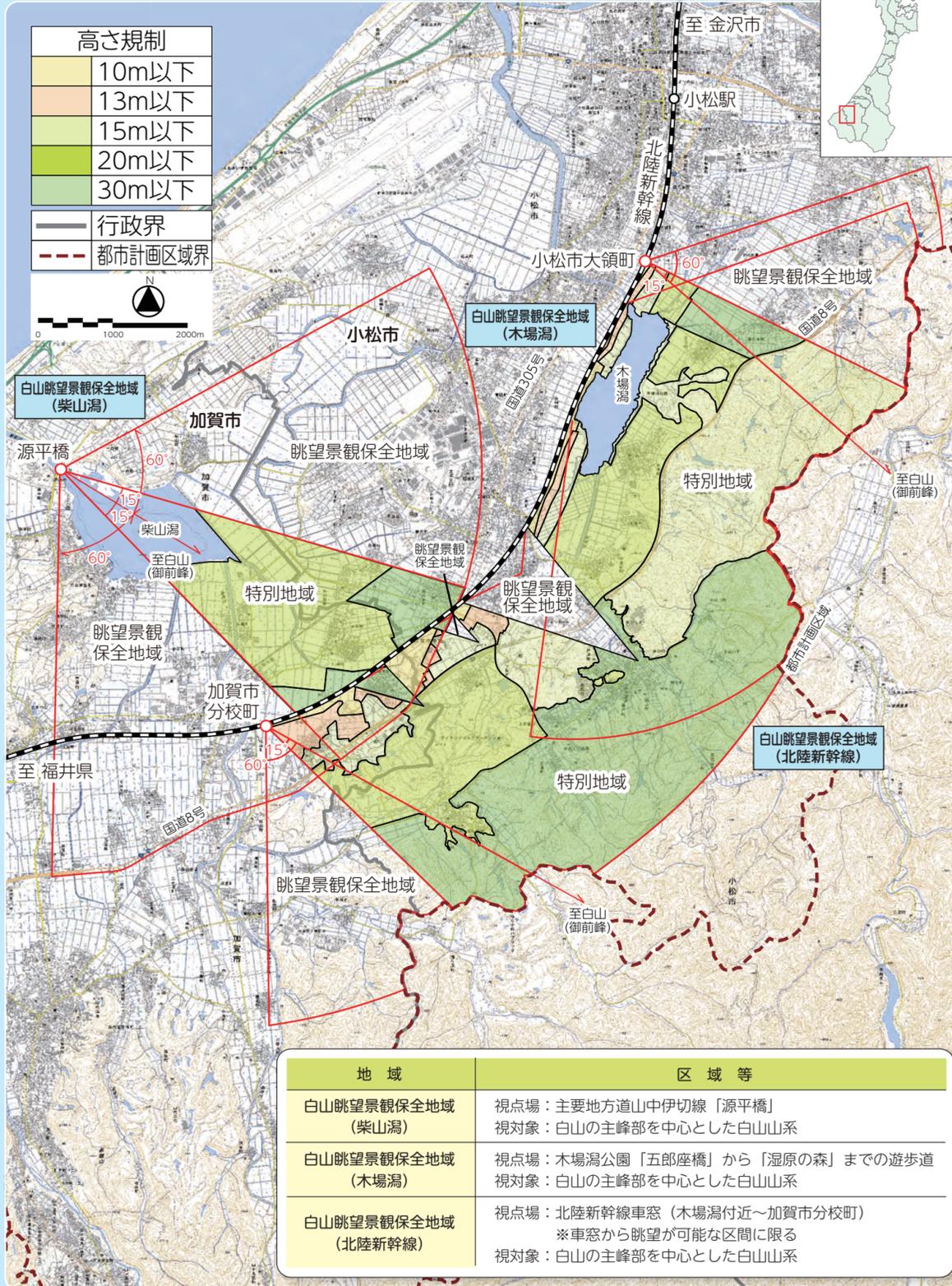
木場潟公園西園地からの白山眺望

- **眺望景観保全地域**  
白山山頂を中心とした**左右60°**(人間の静視野)として設定



保全すべき範囲イメージ図

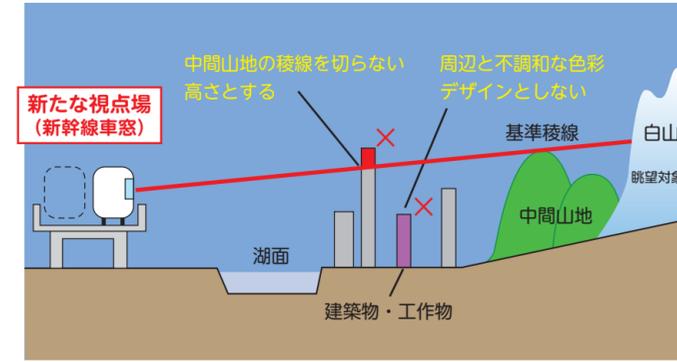
# 規制範囲図



# 主な規制基準の内容

## 高さ規制【特別地域】

山の稜線を切らない高さ制限として、**10m、13m、15m、20m、30m以下の5区域**による高さ制限を設けます。



※新幹線防音壁は白山を眺められるよう一部透明板が設置されています。(市街地近接箇所は騒音に配慮し防音壁となっています。)

## 色彩規制【特別地域・眺望景観保全地域】

次に示す地域における建築物、工作物の色彩は、マンセル値\*を用い、表の範囲とします。

	色相 (色あい)	明度 (明るさ)	彩度 (鮮やかさ)
眺望景観保全地域	全色相	8.5 以下	6 以下
特別地域	0.1R ~ 5Y	3 ~ 8.5	6 以下
	5.1Y ~ 10Y		4 以下
	その他	2 以下	

※マンセル値とは、国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」の3つ属性である「色相(色あい)」「明度(明るさ)」「彩度(鮮やかさ)」を組み合わせる記号です。

例：■色相5R、明度5、彩度10

### 色彩基準の考え方(例)

